

第25回 浦安市墓地公園運営審議会議事録

平成30年1月24日開催

浦安市みどり公園課

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 24 日（水） 午前 10 時 00 分～12 時 00 分

2. 開催場所 浦安市役所 10 階 協働会議室

3. 出席者

（委員）

喜多村会長、染谷副会長、村上委員、板橋委員、大塚委員、渡邊委員、石川委員、坂井委員

（事務局）

露木都市環境部長、橋野都市環境部次長、大木みどり公園課長、大塚課長補佐、西村係長、遠藤係員、駒田係員

（傍聴人）

なし

4. 議題

● 議事

- ① 前回の議事内容の確認
- ② 墓地施設の申請要件の新規設定、見直し
- ③ 今回の審議内容（決定事項）のまとめ
- ④ 今後の審議項目と日程について

5. 議事の概要

議事は、浦安市役所 10 階、協働会議室にて行われ、事務局から、第 3 区にて新たに整備を行う墓地施設（芝生墓所〈1.5 m²/基〉や複合霊廟内の合葬式墓地や長期納骨堂）の申請要件の内容や既存の墓地施設（樹林墓地）の申請要件の見直し項目について、説明を行った。また、前回の審議内容に関連するものとして、墓地使用者が市外に転居した場合における市外者料金の適用等について、補足説明を行った。

6. 議事経過

（会 長）議事資料に沿って事務局より説明がありました。ご意見、質問ありますか。

～議事 “① 前回の議事内容の確認～

（委 員）芝生墓所の使用者が使用期間中、市外に転出した場合、管理料の市外者料金はいつの時点を基準に適用されるのか？

（事務局）1 月 1 日の住所地を基準に、翌年度の料金設定を行っており、その時点で住所地が市外だった場合、市外者料金を適用しています。

（委 員）長期納骨堂の使用料は、使用年数 10 年分を申請時に前納で納入いただくが、その使用期間中に市外に転出したとしても、前納いただいた分については、市外者料金の適用は行わないとの認識で宜しいか？

（事務局）その通りです。

(委 員) 芝生墓所と樹林墓地で生前柩（生前におけるお墓の購入希望者を対象に、通常柩での供給に支障が出ない範囲内で募集）の申請要件が異なるのは何故なのか？

(事務局) 芝生墓所は共同墓地である樹林墓地に比べて整備基数に限りがあり、土地利用効率も相対的に低いため、樹林墓地よりも申請要件を厳しく設定しております。

(委 員) 墓地施設ごとに申請に必要な居住年数が設定されているが、この居住年数については、原則として、住民票の記載内容から確認するということが宜しいか？

(事務局) その通りです。

(委 員) ご遺骨との関係において『喪主的立場にあること』という要件があるが、これは親族関係者のみを想定しているのか？

(事務局) 原則として、親族関係者を想定していますが、死亡者にそういった方がおられないケースにおいては、第三者等の申請につき、しっかり検討したいと考えております。

(委 員) お墓の申請者（ご遺骨が手元にある方）が居住年数等の申請要件を全て満たしていれば、被埋蔵者が生前市外在住者だったとしても、お墓の申請に支障はないのか？

(事務局) 支障ございません。

(委 員) 改葬柩・生前柩の募集はどのように行っているのか？

(事務局) 申込期間や募集数を事前に広報等で周知した上で、申込を受け付けており、申込者に対しては、後日、公開抽選の結果を郵送にて通知しております。

(委 員) 死亡者が死亡直前まで浦安市民であっても、その遺族（お墓の申請者）が浦安市民でないケースでは、墓地公園のお墓を申請することはできないのか？

(事務局) 芝生墓所は、遺族の方（ご遺骨をお持ちの方）が主体となって維持管理する墓地施設ですので、死亡者ではなく、申請者を基準に居住年数を設定しております。従って、上記のケースでは、芝生墓所の申請は認めておりませんが、短期納骨堂については、一時収蔵施設との位置づけですので、条件付きで申請を認めております。これからご審議いただく合葬式墓地等の永代供養墓についても、短期納骨堂と同様、死亡者を基準とした申請要件の設定を事務局より提案させていただく予定です。

～議事“② 墓地施設の申請要件の新規設定、見直し”についての質問～

(委 員) 芝生墓所を使用したい場合、例えば通常柩（随時募集）と改葬柩（通常柩での供給に支障が出ない範囲内で募集）を重複して申請することは可能なのか？

(事務局) 芝生墓所の購入は1世帯で一つまでと限らせていただいておりますので、重複して申請することはできません。

(委 員) 婚姻や承継の結果、1世帯で二つ以上芝生墓所を所持した場合はどうなのか？

(事務局) 所有の状況に応じて柔軟に対応致しますが、原則としては、お墓を一つにまとめていただくようお願いしています。

(委 員) 芝生墓所の申請者に将来お墓を承継させる後継者がいないことが明白な場合、芝生墓所を購入することはできないのか？

(事務局) 芝生墓所の管理者が途絶えることがないよう、予め後継者を選定いただく等のお願いはしておりますが、申請自体をお断りすることはございません。

(委 員) 申請要件に年齢制限を設けているのは生前卒（生前におけるお墓の購入希望者を対象に、通常卒での供給に支障が出ない範囲内で募集）だけか？

(事務局) その通りです。

(委 員) 生前に配偶者や子供がいらっしゃらなかった死亡者が、弁護士等を自身の後継人として選定していた場合、市内に住んでいない後継人が樹林墓地や合葬式墓地のような永代供養墓の使用を申請することはできるのか？

(事務局) 後継人が浦安市民でない場合でも、死亡者が死亡直前まで浦安市民であれば樹林墓地や合葬式墓地を申請することは可能です。

(委 員) 死亡者が浦安市民になってから2年足らずで亡くなってしまい、遺族にも浦安市民がいないケースでは、合葬式墓地の申請はできないという認識で宜しいか？

(事務局) 遺族に浦安市民がいないケースでは、死亡者が死亡直前まで浦安市に2年以上在住していたことが申請の要件になってきますので、申請はできません。

(委 員) 合葬式墓地と樹林墓地は永代供養のお墓になるが、それぞれの埋蔵方法について今一度確認したい。

(事務局) 合葬式墓地は遺骨をお預かりして20年間は収蔵用ロッカーに保管しますが、20年経過後は、合祀室に埋蔵します。樹林墓地については、遺骨をお預かり後、速やかに木の下に他のご遺骨と併せて共同埋蔵します。

(委 員) ご遺骨を一時的に短期納骨堂に収蔵した後、樹林墓地や合葬式墓地に遺骨を移すことは可能なのか？

(事務局) 樹林墓地や合葬式墓地を申請する時点において、申請要件に該当していれば、納骨堂から遺骨を移すことは可能です。

(委 員) 今後高齢化が進んでいくに伴い、お墓の需要も増えていくことが予想されるが、将来世代に供給する分が不足することはないのか？

(事務局) 長期的な墓地運営に資するよう、各墓地施設の受入基数に応じて申請要件を設定しておりますが、今後も墓地の供給状況を注視したうえで、より長期的な運営が図れるよう努めて参ります。

～議事 “③ 今回の審議内容（決定事項）のまとめ～

(委 員) 長期納骨堂は、合葬式墓地のように永代供養のお墓ではないので、芝生墓所と同様使用期間中に無縁化する可能性が高いのではないか。

(事務局) そういったリスクは大いに想定されますので、無縁となったご遺骨の取り扱い等も含めてしっかり対応策を検討したいと考えております。

(委 員) 芝生墓所の使用期間を更新する際に支払う費用はいくらになるのか？

(事務局) 現状未定ですので、積算のうえ、改めてその内容をご審議いただく予定です。

(委 員) 申請要件で求められる継続居住年数はいつの時点から遡ることになるのか？

(事務局) 墓地施設の使用を申請する際に住民票（必要に応じて戸籍の附票等）をご提出いただきますので、申請の時点から遡って居住年数の確認を行います。

●次回の会議

事務局から、次回の運営審議会の日程について、3月23日（金）を予定しており、正式な日程については、後日改めて文書にて通知する旨を連絡し、了承を得ました。

問い合わせ先 都市環境部みどり公園課 緑化推進・墓地公園係 電話 047-712-6526